

請 願 文 書 表	
番号 4-5	受付 令和4年8月17日
件名 国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める請願書	
紹介議員 佐藤 正紀	

## 1. 請願の趣旨

- (1) 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償制度を継続すること。
- (2) 行き届いた教育を実現するために、小学校の35人以下学級を計画的に進め、中学校での35人以下学級を早急に策定すること。また、30人以下学級の実現に向けて検討すること。
- (3) 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現し、教職員が子どもと向き合う時間を確保するために、加配の配置増など教職員定数改善を推進すること。また、スクール・サポート・スタッフ、介助員等の専門スタッフ職の拡充、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。
- (4) 子どもたちの心に寄り添うための、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充を行うこと。

## 2. 請願の理由

国は、全ての国民が持つ教育を受ける権利を保障する立場にあります。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる環境を整えるには、小泉政権の下で3分の1に引き下げられた義務教育費国庫負担制度を2分の1へ復元するとともに、義務教育教科書無償制度を堅持する必要があります。

学校現場における課題は複雑化・困難化する中、子どもたちの豊かな学びと育ちを実現するために、教材研究や授業準備時間の十分な確保に向け、教職員定数拡充や専門スタッフの拡充などの施策が最重要課題です。あわせて、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、小学校の学級編制標準が2025年度までに段階的に35人に引き下げられます。少人数学級の必要性は、中学校においても変わらないことから、小学校にとどまるこ

となく実現を求めていくことが必要です。さらに、きめ細やかな指導を行うために、今後は30人以下学級の実現を望みます。

一昨年度から続く新型コロナウイルス感染症が、子どもの心へ与える影響が大きいことは明らかです。教職員には今まで以上に、一人一人の心に寄り添った対応が求められます。一方、消毒作業をはじめとする日々の感染症対策は、教職員が子どもたちと向き合う時間の確保を困難なものにしています。加えて、TTや少人数授業のために配置されていた教員の一部が、今年度35人以下学級を実現するための定数として使われており、実質的に学校現場の教職員の配置は増加したとは言えない状況があります。

子どもたちの心のケアや様々な教育課題への対応等のためには、さらなる加配教員の充実や、業務をアシスタントするためのスクール・サポート・スタッフや介助員等の専門スタッフ職の拡充、そして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの全校配置が必要です。

子どもたちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2023年度政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

請 願 文 書 表	
番号 4-6	受付 令和4年8月18日
件名 大和市立小中学校支援学級ヘルパーの増員についての請願書	
紹介議員 布瀬 恵	

### 請願の趣旨

現在、教員の過重労働が全国的に問題となっており、神奈川県教育委員会の令和元年10月の調査によると過労死ライン（時間外勤務80時間超）を超える長時間勤務の教職員は小学校で35.7%、中学校で72.7%、月45時間超の教職員は小学校で37.1%、中学校で56.7%にも上ることが分かりました。（神奈川県教育委員会・教員の働き方改革の推進リーフレット掲載）

中でも特別支援学級の担当教員は全国的に支援学級入学希望の生徒が急増しており、人手不足が大きな問題となっています。

大和市でもその傾向は同様で、昨年の支援学級在籍児童生徒者数は過去最高の674人で、2011年から毎年増加しています。また、大和市の支援学級数は2011年の77から2021年では134に増加しています。

教員やヘルパーの市の定員は児童生徒8人に対し、1人となっています。

しかし、児童生徒への対応は、その年齢や障がいの程度により大きく異なります。現在は児童生徒数による配置となっていますが、その実情により教員やヘルパーの必要な人数は異なるはずです。

大和市小学校内の支援学級に配属されている教員は、妊娠中や産休明けの時短勤務の教員、あるいは定年後の体力的に不安がある教員、非正規雇用の教員の割合が多い状況です。

そのため、特に朝の登校時には支援学級に教員、ヘルパーが僅かしかおらず、一人の児童の介助中に他の児童が教室を飛び出し校内で行方不明になったり、学校を抜け出してしまうこともあります。また、人手が足りず送迎の保護者が教室を飛び出した児童を確保する等の事案が大和市内の支援級で頻回に起きています。

また、障がいがあっても普通級を希望する生徒も増加しています。

ヘルパーの介助が必要な場合もあり、その場合はヘルパーを普通級に常駐させているため、支援級の手手がさらに足りなくなっているという事例もあります。

全国的に養護学校は狭き門となっており、養護学校のない大和市は支援級がその受け皿となっています。支援学級には発語に問題があり意思疎通が困難な児童、他害、多動、自傷等、より手厚い支援を受けなければならない児童も多数在籍しており、人手不足のため、学級崩壊している支援級が様々な学校であります。

教職員は、余裕のない人員配置のために、体調不良による欠員が出た場合や家族が病にかかった場合でも、安心して教員が休める環境では決してありませんし、欠員の補充もままならない状況です。その状況で一番大きな影響を受けるのは学級内での児童生徒です。子どもたちが安心して過ごせる学校になるためには、より多くの手が必要で、そのためには教員と教員を補助するヘルパーの力が欠かせません。

以上のことから下記の事項をお願いいたします。

#### 記

教員の負担を減らし、かつ安心して支援級の児童が学習できる環境を確保するために、人数制で決めるのではなく、各大和市立小中学校支援級の児童生徒の支援状況に合わせたヘルパー数を派遣できるようにし、不足している状態の学校にはヘルパーを派遣してほしい。

以上

請 願 文 書 表	
番号 4-7	受付 令和4年8月19日
件名 国交正常化50周年に際し、政府に、「日中不再戦、平和友好の外交を求める意見書」提出を求める請願書	
紹介議員 大波 修二	

### < 請願の趣旨 >

日中両国は一衣帯水の隣国であり、数千年に及ぶ友好往来の歴史があります。1972年（昭和47年）9月29日、時の総理大臣・田中角栄氏と中華人民共和国総理・周恩来氏は固い握手を交わし、「日本側は過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについて責任を痛感し深く反省する」と表明し、日中両国は国交を回復し共同声明に署名いたしました。

以後、この50年間、社会制度が異なるにもかかわらず日中両国は、平和的に共存し、アジアの緊張緩和、安定に貢献し、共に繁栄の道をたどることができました。今日、日本と中国はそれぞれ、世界第3位、第2位の経済大国となりました。東アジアは世界の発展センターとなっています。

1972年に僅か11億ドルにすぎなかった両国の貿易総額は、2020年には3175億ドルにまで増大し、日本にとって中国は最大の貿易相手国となり、今や貿易全体の約24%を占めるまでになっています。

地域や自治体も中国、東アジアとの結びつきを強めています。日中間では自治体間の交流も非常に活発となり、観光などを含む人の交流、文化、スポーツ交流など地域の発展、地域経済にとっても重要な関係となっています。訪日外国人観光客総数3188万人（19年）のうち、中国（香港を含む）からは実に1188万人、台湾からを入れると1677万人を越すほどです。

都市間の交流も活発となり神奈川県と遼寧省、横浜と上海市など全国376自治体が中国の自治体と友好姉妹都市関係を結び、両国関係の安定と発展に貢献しています。

50年前の両国トップの決断は完全に正しかったと言って過言ではありません。

ところが今、東アジアに緊張が高まって、日中関係も厳しい状況に直面しています。

経済界と多くの国民の心配するところとなっています。例えば、日本経団連は昨年末、中国の経済界と会談し「双方は、本年10月に開催された岸田総理と習近平国家主席の電話会談を歓迎するとともに、来年迎える日中国交正常化50周年に際し、次の50年に向け、新たな時代にふ

さわしい建設的かつ安定的な日中関係構築に然るべき貢献をしていくことで一致した」と共同声明を出しています。

日中国交正常化50周年に際し、両国が再び戦火を交えることのないよう、国策を誤らないよう、国交正常化の共同声明や平和友好条約の精神に沿って、平和友好の外交を進めるよう国に強く働きかけていただきたい。

< 請願事項 >

政府に「日中国交正常化50周年に際し、日中不再戦・平和友好の外交を引き続き進めるよう強く求める意見書」を提出していただきたい。

陳 情 文 書 表	
番号 4-24	受付 令和4年8月19日
件名 「大和市心身障害者医療費助成制度の改善」についての陳情書	

### 陳情の趣旨

「大和市心身障害者医療費助成制度条例」の精神障がい者に該当する部分について、改善をしてください。

現在、精神障がい者に対する助成対象は、1級\*の通院費のみのため、今回、助成対象範囲を、2級までかつ入通院までに改善してください。

(注)\*：精神障がい者保健福祉手帳の1級

### 陳情の理由

当市における「大和市心身障害者医療費助成制度条例」は、3障がいの全診療科医療を助成対象としている点は他市と同じであるが、他2障がいに比較し精神障がい等級に対する助成対象範囲の制限が厳しく、かつ入院費は対象外に置かれている。

#### 1. 周辺自治体との格差解消

現在、当市周辺の海老名・藤沢・相模原及び鎌倉などの各市の精神障がい者に対する医療費助成範囲は、「2級までの全診療科・入通院」として実施しています。

現行当市条例による助成対象は、精神障害者手帳1級のみであり、このため助成対象は1～3級者全体の僅か8%、残りの92%\*の者は制度対象外に置かれています。つまり大和のほとんどの精神障がい者にとっては、現在の「障害者医療費助成制度」は、実質使えない絵に描いた餅に等しい制度である。

この周辺自治体から大きく遅れてしまった精神障がい者の医療費助成の現状を、「健康都市やまと」宣言の下、助成範囲を「2級までかつ入通院まで」に改善してください。

(注)\*：2021（R3）. 3. 31現在

#### 2. 入院に伴う重い負担の軽減

精神障がい程度が重い患者ほど入院治療の機会が多く、入院期間も長い。通院に比較し入院費

用は高額である。大和の全ての精神障がい者にとって、入院に伴う健康保険3割の自己負担分は重い。

それに加え入院中の食事代、パジャマなどのレンタル料や日常消耗品費などが、多くは2万円程度かかり、非課税世帯であっても自己負担の合計は、最低46,000円/月ほどの高額となっている。

精神障がい者の多くは労働収入がほとんどなく、主治医に入院治療が必要と勧められても、その経済的負担が足かせとなり入院をちゅうちょせざるを得なくなることはまれではなく、何とか入院できても病院への支払いが工面できず早期退院となる場合が少なくない。

必要な入院治療を安心して受けられることは、生活保護に勝るとも劣らないセーフティーネットを備えることであることを行政・議会は御理解いただき、精神障がい者の入院治療費を助成対象に含めてください。

(注) 添付資料－1、－2を参照

### 3. 現行条例内の、3障がい間の助成格差の解消

現在の「障害者医療費助成制度」には、H24年6月議会にてそれまでの対象であった「身体及び知的障がい」に加えて、精神障がいも助成対象に加えられた。

現行の障害者医療費助成条例内で措置されている「身体及び知的障がい者」については、従来より「障害等級2級相当かつ入通院を含む」に相当する助成内容となっていたが、精神障がい者に対しては、「精神障がい手帳1級のみ、それも入院治療費は除外する」となっている。

比べて、精神障がい者に対する助成条件はこのように、他2障がいと明白な格差を持った低い状態に置かれていると言える。

今回、この3障がい間の格差存在をぜひ是正していただきたく、精神障がい者に対する医療費助成対象範囲を、「2級までかつ入通院を含む」としてください。

(注) 添付資料－3参照

#### [添付資料]

##### 添付資料－1

- (1) 県央・湘南地域の精神障がい者医療費無料（助成）状況図
- (2) 精神障がい者手帳所持者のほとんどが使えない現行条例

##### 添付資料－2

- (1) 近隣各自治体の医療費無料範囲（全診療科・入通院共、保険適用分）表 障がい等級別

##### 添付資料－3



(1) 県議会請願書 全会一致で可決 2019.12, 「要旨：3障がいの平等性に配慮し、医療費助成の対象に精神障害者2級までを含めること」

以上